

令和8年度第3回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年7月30日（木） 午前9時30分～午前10時25分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3-1-22）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）中央最低賃金審議会目安答申伝達について

（2）今後の審議日程について

（3）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、以後の撮影、録音はお控えいただきますようお願いいたします。

本審議会においても、お手元のタブレット端末を使用して電子媒体資料を用いてご審議いただきますので、操作においてご不明な点がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、段野会長、会の進行をお願いいたします。

○段野会長

皆様、おはようございます。

それでは、令和8年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開会します。

7月28日に目安額が示されましたので、これから当審議会も本格的な金額審議を行うこ

ととなります。

労使委員の皆様の活発なご議論を期待するとともに、合意に向けてお互いに歩み寄る心も念頭に置いていただけたらと思います。

それでは、事務局は、本日の委員の出席、公開状況について報告してください。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。

本日は15名全員の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告します

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、14名の傍聴があります。傍聴人は、注意事項の遵守をお願いします。

以上です。

○段野会長

それでは議題1、中央最低賃金審議会の目安答申伝達についてですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

資料No.1をご覧ください。令和8年7月28日に示された中央最低賃金審議会の目安の答申となっております。

1、2ページに答申本文、3～13ページに公益委員見解、14～68ページに参考資料、69～73ページに目安に関する小委員会報告という構成になっています。

まず答申本文の概要について説明いたします。

項目1に「金額に関し意見の一致には至らなかった」旨が記載され、よって項目2により「目安に関する公益委員見解等を地方最低賃金審議会に示す」旨が記載され、項目3により「地方最低賃金審議会においては、公益委員見解を十分参酌し、自主性発揮を期待する」旨が記載されています。

項目4では、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性につ

いては労使共通の認識である」とされた上で、以降については、支援策をはじめ、政府への要望などの付帯決議事項となっています。

よって具体的な目安の金額と考え方については、3ページ、別紙1の「目安に関する公益委員見解」において示されることとなります。

3ページをご覧ください。

引上げ額の目安ですが、Aランクが54円、Bランクが56円、Cランクが56円となっています。

項目2以降に審議を行った内容について説明が行われています。

公益委員見解において金額決定に至るまでの審議のまとめとしては、8ページの工、各ランクの引上げ額の目安の項となります。

法定の3要素を総合的に勘案するとともに地域間格差への配慮の観点も加味した上で決定したとの内容です。

次に、10ページの才は、政府への要望関係となっています。

また、12ページの力は、地方審議会への期待関係となっています。

- ・「目安は地方審議会の審議決定を拘束するものではない。」とした上で、地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極め、自主性を発揮するよう期待されています。
- ・併せて今年度の目安額は、賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある一方で依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることや地域間格差の是正を引き続き図ることなどを考慮して検討されたものであることに配慮を求められています。
- ・また、地方審議会の審議にあたっては、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」の対応方針を踏まえた審議を要望するとされています。

なお、答申に至るまでに用いられた参考資料については第2回本審において既にお配りした資料でありますし、別紙2の「目安に関する小委員会報告」については答申内容に反映されていますので、いずれも説明を割愛させていただきます。

答申文の説明は以上になります。

併せて、中央最低賃金審議会会長から、メッセージが届いておりますので紹介させていただきます。例年は会長からのメッセージですが、今年度は会長代理からのメッセージとなっております。

(中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ（解説） 上映)

こんにちは。中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。

今年度も目安の位置付けの趣旨や中央最低賃金審議会がとりまとめた令和8年度の目安について、中央最低賃金審議会会長がお伝えするべきところではありますが、今年度は諸般の事情によりまして会長代理であります私からお伝えすることとなりました。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、あらたて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会となるかと思っております。

まず最低賃金の位置付けです。最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的とするものです。

通常の賃金と異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものであります。引き上げ額検討に当たりましては、考慮する要素として様々なものがありますが、基本的な考え方をあらためて申し上げますと、次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の3要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも規定されています。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっています。

近年は政府の閣議決定に配慮した審議も求められており、近年の配慮の主な内容は、中長期の金額目標と地域間の格差是正であります。

次に目安の位置付けです。令和5年の全員協議会報告や令和8年の目安小委員会報告に記載されていますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものでありまして、中央最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを認識していただきたいと思います。したがって、公労使の真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安の上回ること、またあるいは目安を下回ることもあり得るものであります。

地方最低賃金審議会におかれまして、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の

実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。

三番目は令和8年度の目安のポイントです。今年度の目安に関する公益委員見解のポイントをご説明したいと思います。今年度の目安については、3要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう公労使で6回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、頻繁に購入する品目や1か月に1回程度購入する品目、食料、基礎的支出項目などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

こうした中、消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合、食料、基礎的消費支出、1か月に1回程度購入する品目は、引き続き上昇局面にありますが、上昇率は昨年より鈍化していると判断いたしました。

次に、「賃金」についてです。連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。

また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第4表①・②・③における賃金上昇率は、いずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。一方で、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、通常の事業の賃金支払能力についてです。個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけではありますが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員1人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転

嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、3要素のデータを総合的に勘案して示すにいたりました。生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮いたしました。

一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮いたしました。

また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的に留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率がCランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①②③における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Aランクと比較しまして、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク 54 円・4.5%、Bランク 56円・5.2%、Cランク 56 円・5.4%としたところであります。

なお、公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参照していただければ

ばと思います。また、都道府県別に示された地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、各労働局に伝達されると承知していますので、適宜参考にしていただければと思います。

次に、目安協のとりまとめについてです。また、中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に、目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところでもあります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていきたいと思います。

○事務局（賃金室長）

目安答申の伝達事項は以上となります。

○段野会長

ただ今、本年度の目安答申に関する説明がありましたけれども、ご意見やご質問などございますでしょうか。

まず労側、中川委員お願いします。

○中川委員（労側）

中川です。今、目安と考え方も含めてご説明いただきました。労働者側といたしましては、新聞報道で当初労働者側の要求額が出ましたけれども、それから比べて様々な材料があって、この目安になったということは今の説明の中でお聞きしたところでもありますけど

も、労働者側としましては徳島の最低賃金を考えるに当たって、三つの水準というのを基本に考えていきたいと思っています。

一つは、やはり徳島で働き徳島で住んでいる労働者の生活水準とか文化的な生活のあり方であります。その営みが維持できる水準を考えなければならないだろうということです。都市部は都市部のいろんな地価の高騰等もあるかもしれませんが、徳島であればやはり車が必要であったりとか、そういった生活水準を考えながら必要な経費も含んだ労働力を再生産して、社会的な体制を保持するための金額は原則的な考えとしてとして一つ必要だろうと思っています。

二つ目につきましては、先ほど報告の中にもありました春闘の結果であります。2026年の春闘においても、大手は5%を超えた春闘結果となっております。徳島県内の集計で見ても、加重平均で全体で4.7%ということ、中小地場だけで見みると3.6%と、過去最高と言われました2025年は回ることできませんでしたが、2024年の春闘の結果よりも上回っているという状況になっておりますので、そういったことを最低賃金にも反映させていく必要があるだろうなと思っています。

三つ目につきましては、これらの春闘を踏まえた、パートとかアルバイトなど短時間で働いている徳島の労働者の賃金水準がどうであるのかということ。これは徳島の最賃における最低水準として我々としては考えていく必要があるだろうということで、この三つの水準を基本に、汗をかって結果が出せるようにしていきたいなと思います。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。では、脇田委員よろしく願いいたします。

○脇田委員（使側）

脇田です。おはようございます。

中賃から目安が示されたということなんですけれども、一言で言えば非常に高いなというのが個人的な印象です。私は40円台半ばぐらいじゃないかなと思ってまして、なぜかと言いましたら、CPIが鈍化してきているということ、賃金についてはいろんな指標で上がったところもあるし、横ばいところもあるし、下がったみたいなデータも見受けられるこ

と。それから、日本全体の話になっていくのかも分かりませんが、小規模事業者の労働分配率とかが、ちょっと悪化しているところも見受けられたので、40円台半ばぐらいかなと思っと思ったんですが、ちょっと期待を裏切られたところもあります。

中賃においでも、法定3要素、データに基づいて云々と言ってますけれど、最終的には総合的に判断してみたいなところがあって、我々いつも申し上げているのは、賃金改定状況調査の第4表がいちばんデータに基づいた賃上げ率っていうように思っています。数字が出てます。

それを3要素で、経緯がよく分からない総合的に判断してみたいなところがあって、最終的には三者の合意は得られない、意見の一致をみることは無いということになってます。結局、皆、総合判断の経緯が分からないところでやっているのかなと思ってます。

データに基づいてというのであれば、第4表の賃上げ率がいちばん合理的な数字と私は思ってます。こういったところも踏まえて、額の方を決定していきたいな思ってます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

では、専門部会に参加されない委員の皆様、ご意見がありましたら、お願いします。

天野委員、よろしくお願いします。

○天野委員

天野でございます。よろしくお願いいたします。

56円、私も高いなと思いました。私のところは製造業なんですけれども、去年のトランプ関税から始まり、徳島は車関係の会社が多いので、去年の秋ぐらいから仕事は減少の一途、50%を下回る月もありました。

仕事量がそれだけ少なくなっていますので、価格転嫁というお話がありますけれども、価格転嫁をお願いしたいと言いたいところが、皆さん仕事がないので、反対にコスト削減、値下げをして受注を勝ち取っていくという状態です。当然利益率は悪く、価格転換もとても厳しいです。

原材料などの値上げも、今まででしたら、20%、30%だったところが、今年は50%に

値上げという通達が来ています。でも材料や工具類は購入しなくてはいけないので、その値段で購入させてもらっていますが、会社としたら厳しい状態です。

でも、その中でもこれだけ値上げがあるので、賃金の上昇はしなくてはいけないというのはよくわかっておりますけれども、こういう徳島の状態を垣間見ながら話し合っているところで落ち着けていけたらいいなと思っています。

最低賃金とはちょっと関係ないかもしれませんが、使用者側として頑張って賃金を上げるように頑張っているところですが、国に対してお願いしたいのは、とても円安の打撃が強いです。

外国人の労働者もいますが、ドル建てで国に送金します。その中でこれだけ円安になると、もう日本に来る魅力が少なくなってきて、優秀な労働者が来にくい、日本が選ばれない状態になっています。

日本人としても、ほとんどが輸入品なので、先ほども申しましたが、工具類が高くなっているというのも原材料も海外から輸入しているので、当然この円安はすごく影響があって、50%とか値上げにつながっているところもあります。

そういうことを垣間見て、使用者側としても頑張っていきますけれども、国としてもこの円安の厳しい状態をどうにかしていただきたいというのが本音でございます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

藍原委員、お願いします。

○藍原委員

藍原です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先ほどの中央最低賃金審議会が示しましたBランクの56円の目安なんですけど、額はさておき、当面の物価上昇が続く中、労働者の生活を維持向上させていく必要性は私も十分理解しています。当然、社員の生活を守り、継続的な賃上げを実現していくことの重要性については異論ございません。

ただ一方で、最低賃金の引き上げは、地域の中小企業がその原資を確保できてこそ持続

可能なものになると思っています。実は私、先日も要望書を提出させていただきました、徳島県中小企業家同友会に属しております。会員のほとんどが労使ともに経営指針を作成し、毎年その経営指針に基づいて着実な経営をしている学びの会でございます。その会で、本年1月から2月に実施した景況調査を参考に、現状を申し上げさせていただこうと思います。

私どもの会員事業者は450人弱でございますが、今回の調査では90事業者から回答を得ました。その回答企業の約7割が従業員20名以下の中小・小規模事業者であり、地域経済を支えている企業の実態が反映されているということをお伝えさせていただきます。

その中小企業家同友会が調査した結果ですけど、昨年同期と比較して、多少価格転換も進んだり、いろんな努力をすることによって、売上と利益のD.I.値、増加と答えた企業の数から減少したと答えた企業を差し引いた指数が10は超えてたんですけど、次期の見通しはどちらも2ということで低下をしています。これは多くの企業が今後の経営環境に対して、すごく慎重な見方をしています。

また今回の景況調査では、約8割の企業は人件費をアップしました。それは自分たちの考えに基づいてというところもあり、結果だけ見たら賃上げの余力があると判断されるかもしれないところですが、実はこれは現場の実態は違っています。十分な利益の確保ができたからというのではなく、深刻な人手不足の中で人材を確保し、人材の流出を防ぐために、また社員の生活の維持のためにやむを得ず人件費を引き上げている企業が少なくありません。いわば、「利益を社員へ還元する攻めの賃上げではなく、雇用を維持するための防御的な賃上げ」であると私たちは考えています。その景況調査の中に、正規従業員が不足、やや不足と回答した企業が約半数に達してしまっていて、人材確保が本当に極めて深刻な経営課題となっております。

原材料価格やエネルギー価格の高騰、当然人件費の増加とか、複合的なコスト増が理由に挙げられた結果、今後の経営環境の見通しも決して明るくない状況と考えており、これからの賃上げの原資を十分に確保するというのは非常に難しいと考えています。

7月に徳島新聞でも掲載されていた上半期の倒産件数で、過去10年で最多の48件と拝見したところですけども、この中で18件が飲食サービス業とも書かれておりました。資本金も含めて経営体力の弱い小規模事業者が倒産に至っている傾向があるように思います。

最低賃金のアップを考えていく中で、国の政策にもかかわってるところですけど、

当社の実態も踏まえてなんですが、特にサービス業は女性や若年者のパート労働者が非常に多い状況にあり、働き控えをされてしまうことによって、収益が上がってこない、売り上げが上がってこない現状があるので、そういうところも踏まえてしまうと、最低賃金の額というのは慎重に考えていただきたいと考えております。

私たちが本来目指すべきところは、防御的な賃上げができる地域ではなくて、積極的に攻めの賃上げができる地域を作ることだと考えております。

最低賃金が上がるたびに苦しみながら対応する地域ではなく、社員の成長と企業の成長によって利益を生み、その成果として賃金を上げられる地域を徳島に作ることが目指すところでないかと思っています。

もうひとつ、先ほどの中央の答申の中に、国の政策も含めて仕方がない部分でもあるのかもしれないところですが、事業承継をしていく、当然、後継ぎがいらないとか、高齢化というのもあるので、M&Aや事業再編が進められているのは承知しております。しかしながら、中小企業家同友会の中も含めて、M&Aそのものを否定するつもりはないんですけど、M&Aされた企業が、効率性や採算性を優先することによって、長年培われてきた技術や企業文化とか、また地域との信頼関係とか、そういったものが失われることによって、過疎地域の効率性とかを考えることによって、過疎地域の店舗とか事業所が撤退していて、地域住民の暮らしを支える機能そのものが失われているという現状もあるということを知っていただきたいと思っています。

これも過疎地域のインフラといいますか、公共的な役割も担っていますので、そういう部分を踏まえて、過疎地域、人手が少ない過疎地域でこそ、非常に最低賃金の賃金額に悩まされているということを十分に踏まえていただきたいと思っています。

徳島県の実情を十分に踏まえた形で、労働者の生活の向上と地域企業の持続的な発展の両立につながる審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございます。

では、横井委員、お願いします。

○横井委員

先ほど使側委員より目安が高いであったりとか、価格転嫁が進んでいないという話もありましたけれども、前回の第2回の審議会で共有いただいた主要統計データの中で、徳島県の位置付けをみていきますと、徳島県の定期給与は高い傾向で、一方で消費支出額は低い傾向があるように見受けられました。一概には言えないかもしれないんですけれども、徳島県の労働者の購買意欲が低い傾向にあるとも捉えられるというところで、経済活性化の視点でマイナスの印象を私は受けました。

また徳島県での就職を希望する新卒者が減少しているという報道も今年出されてもいたと思います。賃金は働いたことに対しての対価、支払われるものですので、地域別最低賃金では、生活保障にプラスして労働者の働く意欲を湧かせるということも必要ではないかと思っております。

（若者が）将来性を考慮するということは、最低限の生活を保障する生活保護では担えない部分でもあると思っておりますし、また地域性を配慮できるのは地域別最低賃金ならではの役割ではないかと思っております。

労働者側として、労働者の意思に関する部分はデータで表しにくい内容にはなりますが、今回の審議会において、徳島県で働きたい労働者を増やすこと、また地域経済活性化につながるような考慮をお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

○段野会長

ありがとうございます。

亀井局長、よろしいでしょうか。

○事務局（徳島労働局長）

段野会長、また委員の皆様、ありがとうございました。

目安の見解の補足をさせていただければと思います。成長戦略や骨太方針といった政府方針についてでございます。去年は、私の挨拶や関係する資料がありましたので、そうした機会を捉えて補足をさせていただいた内容でございます。

先ほど賃金室長からご説明した公益委員見解に、各ランクの引上げ額の目安に関する詳しい解説がございますが、そこで政府方針、政府目標についても触れられています。

具体的には、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向けて、たゆまぬ努力を継続する、労働生産性の継続的な向上を図ることをもって、遅くとも2030年代前半のできる限り早期に全国平均1,500円を達成する」という目標を引用した上で、最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づきという、先ほども説明をさせていただいた内容が記されております。付帯決議においても、労働生産性の継続的な向上を図るための政府の取組に触れて、引き続きの実行あるいは充実を求められておるところです。

この、政府の取組の部分について、簡単に補足をさせていただければと思います。

近年、最低賃金の引上げ額が以前より大きくなっていますので、厚生労働省だけでなく、経済産業省・中小企業庁、公正取引委員会、内閣府、総務省などにおいても支援策が講じられて、実行されているのは、報道などでご承知いただいているかと思います。

こうした支援策は、総額にしますと数1000億の予算規模ということで、第1回の本審においてお配りさせていただきました中央の目安小委員会の資料に収められている「足下の経済状況等に関する補足資料」57ページ（PDFの頁数では125ページ）以降に、こうした政府の取組に関する資料がございます。とりわけこの57ページでは、政府の全ての支援策が一枚にまとまっておりますので、必要に応じてご参照いただければと思っております。

本日は審議時間をできる限り多くお取りいただくために、挙げられた支援策個々の内容をつぶさに申し上げることはいたしませんけれども、労働局の支援策の代表的なものを紹介させていただきます。この資料には業務改善助成金の執行状況の資料が収められていますが、申請件数が収められておりません。申請件数を口頭でご紹介しますと、徳島県では425件申請を昨年度いただいております。

もうひとつ、57ページの政府の全ての支援策の柱のひとつと位置付けられておるのが、自治体による支援策でございます。重点支援地方交付金を活用しまして、徳島県庁において、生産性の向上、また賃上げに取り組む事業主の支援、就業規則の整備を始め魅力ある職場づくりに取り組む事業主の支援、数億の予算規模で講じられておりますので、公益委員見解という政府行政の取組、たゆまぬ努力の具体例として補足をさせていただきます。

以上でございます。

○段野会長

ありがとうございました。

その他の委員の方、ご意見はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題、今後の審議日程に移りたいと思います。

今後の審議日程についてですが、その前に本日は第3回本審の後、地賃専門部会を開催予定となっていますが、それについても併せて事務局は説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より説明させていただきます。

先ほど、地賃に係る目安伝達を行わせていただきました。

本日は第3回本審終了後、若干の準備時間をいただきまして、この場で第1回地賃専門部会を開催し、専門部会委員の皆様で、地賃金額のご審議をいただくこととなります。

また、本日はこの部屋以外に2部屋用意しておりますので、二者協議又は単独での協議にご利用いただけます。

また、今後の審議日程に関してですが、資料2をご覧ください。

第1回本審でお示した審議予定から変更となりますが

8月3日（月）10時00分から第2回地賃専門部会

8月6日（木）9時30分から第3回地賃専門部会

同日 11時00分から第4回本審

を開催することを考えています。

第3回地賃専門部会で結審した場合は、第4回本審で答申をいただくこととなります。

また、結審されなかった場合でも第4回本審は開催し、専門部会委員以外の委員への状況報告を行うとともに、その後の審議日程の調整をお願いしたいと考えています。

○段野会長

事務局提案をまとめますと、本日はこの後、第1回地賃専門部会

8月3日（月）10時00分から第2回地賃専門部会

8月6日（木）9時30分から第3回地賃専門部会

を開催し、具体の金額審議を行い、結審に到れば、

同 11時00分から第4回本審

を開催し、答申を行う。

仮に第3回地賃専門部会で結審されなかった場合でも第4回本審は開催し、専門部会の審議の状況報告を行い、その後の審議日程の調整を行うといった提案がありました。

事務局提案について委員の皆様いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野会長

それでは、これからの予定として、本日、この後、第1回地賃専門部会を開催し、次回は8月3日(月)10時30分から第2回地賃専門部会を開催し、金額審議を行うこといたします。

その他、何かご意見や確認事項はございますか。

それでは本審議会は終了したいと思います。お疲れさまでした。

なお、地賃専門部会委員の皆様は引き続きよろしくお願いします。

(閉会)